

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 福祉・介護情報調査センター
-----------------------------------

### ②施設・事業所情報

名称：望が丘せせらぎ保育園	種別：保育所
代表者氏名：（園長）村武 麻由子	定員（利用人数）： 98名
所在地：愛知県名古屋市名東区望が丘277	
TEL：052-778-8061	
ホームページ： <a href="http://www.cosmo.bz/ed/nozomigaoka_seseragi/">http://www.cosmo.bz/ed/nozomigaoka_seseragi/</a>	
<b>【施設・事業所の概要】</b>	
開設年月日 平成24年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 大和学園福祉会	
職員数	常勤職員： 25名      非常勤職員： 5名
専門職員	園長： 1名      保育士： 名
	保育士（主任含）： 23名      保育補助： 2名
	調理師： 3名      事務職員： 1名
施設・設備の概要	（居室数）      調理室
	保育室： 6      相談室： 1
	事務室： 1      休憩室： 2

### ③理念・基本方針

**保育理念**  
未来を背負う子どもたちのため一人ひとりを大切に、園生活での様々な経験を通して【生きる力】を育みます。

#### 教育・保育方針

- ・『礼儀・挨拶』『おはようございます』『ありがとうございます』『ごめんなさい』が言える子に
- ・『返事』『ハイッ』の返事ができる子に
- ・『履物を揃える』自分の行いを振り返ることができる子に

### ④施設・事業所の特徴的な取組

・子どもの可能性を引き出すため、体操、読み、書き、計算そして音楽など多彩なプログラムを取り入れ、多様性を尊重して、できることに時間をかけ子どもに自信を持たせる取組みをしている。

・就学を見据えた日々の取組みに特徴がある。

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6 年 6 月 1 0 日 (契約日) ~ 令和 7 年 4 月 1 6 日 (評価決定日) 【 令和6年11月12日(訪問調査日) 】
受審回数 (前回の受審時期)	1 1 回 (令和5年度)

#### ◇特に評価の高い点

- ・法人としての理念がしっかりしており、強制するのではなく子どもの自主性を引き出す教育を行っている。
- ・事業の透明性については、SNSやホームページ等の活用により、リアルタイムな情報発信を心がけ、紙ベースであったものから電子情報へと変わり、経費の削減へと繋がっている。
- ・働きやすい職場作りに取り組み、職員の定着率が上がった。
- ・障がい児の受け入れも積極的に行い、どの子もその子らしく成長発達できる環境を整えている。
- ・体操に力をいれており、身体作りのみではなく「できた！」という成功体験を通して自己肯定感を育んでいる。

#### ◇改善を求められる点

- ・園の事業計画について、保護者アンケートの回答から事業計画の内容を理解されていない方もいることがわかるため、理解を促すわかりやすい文書や、説明の仕方などの工夫が求められる。
- ・ボランティアの受け入れや地域とのつながりが今後も増えてくることが期待されるので、地域とのかわり方に関する基本方針、マニュアルを整備されることが望まれる。
- ・児童虐待防止、不適切保育の予防等が喫緊の課題となっている社会情勢を鑑み、児童虐待、子どもの条約に関する研修を実施されたい。

### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

未来を背負う子どもたちに私達ができることは何か、どうすれば常に善処できるか考えて取り組んでいます。子ども達や保護者のみなさま、地域の方に安心していただける施設であり続けるためには、職員が生き活きとしていることは重要だろうと考えています。マニュアル作成等もその一環ですので、引き続き基礎作りを積み上げていきます。

この地域には望が丘せせらぎ保育園がなくては困る、とあっていただけるような園になります。そのためにも、今後も第三者評価や外部の方を含め様々な方に園を知っていただけるように努めていきます。

### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
＜コメント＞ 明文化された保育理念、教育・保育方針は、入園のしおり、パンフレットやホームページ等にも掲載されており、広く理解してもらえるよう努めている。職員には年度始めの発展計画会議やフィロソフィーの読み合わせでも周知され、会議に参加できない非常勤の職員には、オンラインでの参加や文書化したものを配布している。保護者への説明は、入園説明会で周知したり園だよりの中で適時触れられている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・①・c
＜コメント＞ 法人内に4園と系列の保育園や幼稚園等を合わせると12園あり、他園との比較対照をすることにより園児数の動向や職員配置の検討などを行い経営状況の把握に努めている。また自園については、園長が毎月の収支状況を確認し、主任と情報共有しながら分析を進めている。分析、把握された内容が、職員参画のもと単年度の事業計画及び中長期計画へと反映される仕組みが作られることを期待する。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・①・c
＜コメント＞ 開園から12年が経過し、経年劣化による修繕費の増額が経営課題として挙げられている。今後もいくつかの買い替えや修理箇所等が予想されており、これらの件については職員と昼礼で情報共有されており、費用対効果を念頭に必要とされるものなのか否かを日常的に考えるよう伝えている。明らかにされた課題について、実行計画書の作成とその予算を文書化し職員と共有される仕組みが作られることが望まれる。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
＜コメント＞ 法人の経営計画書には、法人全体の目標と未来事業に関する方針として将来に向けた方向性が示されている。また、自園の3年計画書には園の中期的なビジョンや数値目標が示されている。今後は法人の理念や方針を効果的に実施するためにも、自園の長期的な計画書も作成し、その収支計画書も策定されることが望まれる。		

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の事業計画は、園長が法人の経営計画書と3年計画書を踏まえ1年間の発展計画書として作成している。数値目標としては予算書を作成しており、法人の経理担当者とも相談の上決定している。今後は自園の長期計画を策定の上、中期計画と共に連動させた単年度の事業計画となるよう取組まれることを期待する。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に 行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長が作成した1年間の事業計画にあたる発展計画書は、年度始めの発展計画会議で周知され当該年度の方針、目標が示される。昼礼や職員面談の中で進捗状況の確認や評価、分析を行っている。事業計画書の作成から、評価、見直しへと計画の内容に応じて職員が参画し、意見が組織的に反映される仕組みを構築されることが期待される。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画書の内容について、保護者に対しては入園や進級説明会の時や、保育園の行事が行われるタイミングで、園としての考え方や方針の説明をしている。園だよりの中でも事業計画の内容にも触れ、月の目標や保育のねらいなども広く保護者に対して周知する努力をしている。アンケートの結果から一部の保護者に事業計画を理解して頂けていないような回答もあることから、計画の説明を分かりやすくすることや伝え方など更なる工夫を検討されたい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	保8	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価は毎年度計画的に受審しており、継続的に保育の質を確保する取組をしている。その他保育の質の向上への取組の一つとして、グループ園との共催で研修を行い、広範囲での情報共有することにより保育の質を上げていく努力をしている。今後は、第三者評価の自己評価から職員も参画できる仕組みを作り、結果の分析、マニュアルの見直しまでの体制を整備することが期待される。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自己評価、第三者評価から得られた結果は、園長や主任が中心となり分析、取組むべき課題の抽出を行っている。結果については印刷したものを職員へ配布し昼礼や職員面談時に気付きを共有している。分析した結果を踏まえ、費用対効果を考える中から、園だよりは紙面で発行していたものからアプリの導入へと変更し随時発信する体制にしたことにより、時間と経費の節減に役立っている。分析された結果は、計画的にPDCAサイクルを回すことによって改善されることが期待される。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 発展計画書を周知するタイミングで園長の職責について職員に伝えており、昼礼でも日々の保育の内容について指導を行っている。社内報にもその役割が記載されており、職員掲示板へ掲載し周知している。職務分担表へ園長の経営、管理に関する方針と職責の明示及び園長不在時の権限移譲については、平常時と有事における対応の部分まで記載されることが望まれる。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<コメント> 園長は法人内で行われる園長研修への出席や職員手引書に記載されている遵守すべき法律について学んでいる。また、毎月行われる法人内の園長会議へ出席し、他園と最近の保育情勢について情報共有を行っている。職員が守るべき法令の周知のために、園内にコンプライアンスに関する委員会等を設けるなど、職員全員が法令遵守に対する理解に向けた組織的な取組が行われることを期待する。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ	c
<コメント> 園長は「言葉は人間性を高める」という思いから、園長が職員へかける言葉、職員が園児へかける言葉の一つ一つを大切にしている。保育室の巡回を行うときにも職員や園児への声掛けを意識して現状把握に努めている。また、全職員に行っている定期面談での意見交換や、フィロソフィーを活用した昼礼での職員間の話し合いで出された意見を翌年度の発展計画書に反映させている。今後は職員から出された意見を組織的に実践できる仕組みが作られることを望む。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ	c
<コメント> 経営を取り巻く環境は園内だけでなく、法人内の園長会議などでも話し合われ、改善すべき点の話し合いがされている。経費削減の課題については、コピー1枚でも無駄にしないなどのコスト意識を持てるように職員に声をかけることや、園だよりをアプリに変更したり園の様子はSNSを利用するなどICTの活用を推進して、消耗品や時間の削減を行っている。更に、職員全体で経営改善に取組む具体的な体制作りを期待する。				

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b	c
<コメント> 法人内に採用チームがあり最新の動向をチェックし、採用計画や目標が設定されている。年間の研修計画には、保育士の他に栄養士など間接業務の職員まで職場定着、育成への取組がされており、近年は質の向上に向けた働き方改革への取組が早く退職者も出ていない。採用活動は多種多様で、ハローワークや民間事業者の求人サイトを利用し保育士のやりがいや先輩保育士の声を掲載し、応募者が知りたい情報が得られる。また高校卒業予定者に対しては、園の見学や仕事の説明をするとともに、保育士の資格取得に向けて通信教育の学費等を法人が負担し、資格取得を応援する取組をしている。				

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経営計画書に法人が考えるより良い職員になるための心得や、人間性、可能性の追及について記載されている。また、発展計画書には職員心得の中に期待する職員像がまとめられている。人事評価規程を用いての人事評価は半年ごとに行い、職員面談時にフィードバックして、次の成長へとつなげている。更に、昇任、昇格の基準や給与の昇給の仕組みをまとめたキャリアパス体系が分かる書面を作成されることが期待される。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>働きやすい職場作りへの取組を早くから行い、休憩の時間と場所の確保や多様な働き方の仕組みを取入れ職員へのやりがいへと繋がっている。その結果近年では退職者が出でおらず、育児休業休暇は100%の取得率となっている。定期の職員面談の時に職務の話と共に、家庭環境や働き方についても意向の把握しており、職員からの希望で正職員からパートへ雇用契約を変更し、雇用の継続を維持したり、配置基準より多くの職員を採用することにより交代での休暇が取り易い。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>目標管理制度を導入し職員個々の目標を明確にしている。設定された目標は、園長が個別面談の中で進捗状況を確認するほか、電子データで共有され職員間でもお互いに確認することが出来る。担当するクラスを複数持つことにより、様々な経験を積むことが出来るので先輩と後輩の刺激にもなり職員の育成になっている。「ありがとうカード」は職員がお互いを認め合い、それぞれの質とモチベーションの向上へとつながっている。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間の研修計画書が策定され、保育士だけでなく調理の職員への研修も予定され実行されている。研修の報告は、昼礼時に研修レポートの報告が行われ職員への周知がされている。全体的な計画書にも研修計画が記載され、外部研修、内部研修とも自主学習を大切に受け身にならないようにしている。研修計画書へ研修に関する基本方針や具体的な研修目標を記載し、研修結果の評価、分析へとつながることを望む。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の経験に応じたキャリアアップ講座、配慮が必要な園児への支援方法や、保育情勢など多彩な研修メニューが用意され、職員の希望や園長等からの推薦で参加できる。内部では非常勤職員、調理員など職種を問わず全職員を対象として、土曜日の半日を利用して2ヶ月に1度程度内部研修を行っており、研修の内容は園の行事の内容や職員の資質の向上など多岐にわたっている。他の職員が受講した内容は昼礼時の報告や、共有データを閲覧することが出来る。更に、園内で研修の結果の評価、内容の分析などを行い、次の研修計画へ反映させる組織的な仕組みを期待する。</p>		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<コメント> 実習生受入マニュアルが整備されており、実習生が学ぶ姿勢や持ち物なども記載されている。保護者や園児には、玄関のウエルカムボードを利用したり、2歳児以上の園児にはそれぞれのクラスの朝礼で実習生の紹介をしている。特徴的なプログラムとしては、実習生が色々なクラスへ入ることも可能で、実習生の目標とする内容に応じて選択肢を増やす取組をしたり、系列スポーツクラブの体育指導者の実習も受け入れている。		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<コメント> ホームページにて、理念、基本方針、事業報告、第三者評価の受審結果や園の様子まで幅広い範囲で掲載している。寄せられた意見や要望はいつでもホームページで掲載できる仕組みがある。SNSを利用して、園の日常的な情報や行事の案内などを発信し、保護者向けにはアプリを利用した園だよりを発信し、リアルタイムな情報公開をしている。地域に向けて、区が発行している保育所の案内冊子にも園の紹介を載せている。		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<コメント> 監事には税理士が就任し、ガバナンス強化のため、法人として外部の社会保険労務士や監査法人にも法人監査の委託をし支援を受けている。経理決済体制については、園長は法人で決められた金額まで決済し、それ以上は法人経理の決裁が必要になるなどの体制がとられている。監査支援等で指摘を受けた内容や明らかになった課題を組織的に解決すべく、職員間で情報共有し解決に向けた仕組み作りが期待される。		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<コメント> 開園から12年が過ぎ、地域との交流を年々増やしていくことを意識し取組んできた。今年度は春に地域の商店街さくらまつりに参加し鍵盤ハーモニカや体操の発表を行い、秋には敬老の日に合わせて老人ホームへ訪問するなど地域交流の機会を進めている。保護者向けに、玄関には区のウォークラリーの案内を置いて地域行事の情報提供をしている。		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c
<コメント> 楽器の演奏やクリスマス会のサンタクロースなど、行事の一部に地域の方々等の参加、協力がある。今後はボランティアの受入れに対しても基本姿勢やマニュアルの作成など受入れ体制の整備が期待される。		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障がい児や発達に心配のある子どもも積極的に受入れ、療育センターや障がい児施設との連携をはかっている。園長は幼保小連絡協議会の区支部長を務めており、地域の関係機関のネットワーク会議にも参画している。このネットワークを有効的に活用するために、今後は職員間で情報共有ができるよう社会資源をリストアップし、必要に応じて職員がネットワークを利用できる取組を期待する。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経営計画書には地域への貢献が理念としてうたわれており、法人の評議員に地元の自治会長や民生委員が就任し、評議員会へ出席した時に意見を聞き取っている。子育て支援として「せせらぎ広場」を毎月開催し、未就園児を対象に遊び、体操や親子のふれあいを中心に活動しており、来園した保護者等と交流しながら地域ニーズの把握に努めている。更には、地元自治会が主催する会合などへ参加して、地域住民と情報交換を行うなどの取組を進めることが期待される。</p>		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月1回の子育て支援「せせらぎ広場」を開催し、保育所の専門的な知識や子育てに関するノウハウを地域へ還元している。地域の祭りへの参加や老人ホームへの慰問などの交流を続けることにより地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、中学生の職場体験の受入れなども検討している。保育所が地域の社会資源の一つとして、災害時に地域で支援を要する方々に援助ができる様な公益的な取組も期待する。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育に関する基本姿勢と基本的行動については内定者研修手引書に明記されている。全国保育士会作成の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用して職員が子どもを尊重した保育ができているか確認し、不適切保育についても昼礼で共有するなど、組織内で共通理解を図る取組を行っている。子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する勉強会・研修の実施を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報取り扱いに関する基本方針を定め、入園のしおりで保護者に周知している。子どものプライバシー保護等の権利擁護に関しては内定者研修手引書に記載され、内定者はプライバシー保護、権利擁護に関する誓約書を提出している。職員全員毎年コンプライアンス研修を受けている。プライバシー保護の観点から、0～1歳児のおむつ替えの場面の工夫を検討されたい。</p>		



Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ホームページや、SNSを活用して、園の保育理念、保育目標、教育・保育方針や子どもたちの園での様子など園の特徴を分かりやすく情報発信している。子育て支援せらぎ広場で園を紹介した資料を配ったり、区役所に置いたりしている。公共施設等の多くの人が入手できる場所にパンフレット等の配置をするなど検討されたい。			
	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保育の開始時は入園のしおりと重要事項説明書を用いて必要事項を詳しく説明し、同意を得ている。変更の際も説明会を開き、丁寧に説明している。また、随時アプリの配信も行い、保護者等の理解と周知に努めている。配慮が必要な保護者等には個別に説明している。配慮が必要な保護者等への説明について適切な方法、ルールの検討を期待する。			
	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 変更にあたっては保育者同士が頻繁に情報共有や引き継ぎを行っている。配慮を要する子どもに関しては、書面のみではなく、変更先が求めている情報をやりとりしている。保育所の利用が終了した後もいつでも相談に応じているが、終了後の相談方法や担当者を文書で保護者等に周知することを検討されたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者等の利便性向上のため、連絡アプリを導入するなどICT化を推進している。年4回アンケートを実施し、保護者の声を聞いている。アンケート結果についてはリーダー会で分析、検討を行っている。分析・検討後に具体的な改善策を実施し、再評価する仕組みの整備を期待する。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 入園のしおりに、苦情受け付け責任者（主任保育士）と苦情解決責任者（園長）を明記し、第三者委員も設置している。保護者には苦情解決の仕組みについては説明会で周知し、苦情への対応については、その内容と対策をお便りで周知している。利用者アンケートを見ると、苦情対応について園の説明があったかどうかの認知度が低いことから、保護者への周知の仕方を工夫されたい。			
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> お迎えの際、保護者は直接保育士に相談をしている。言いにくい様子の保護者には保育士の方から声をかけている。必要に応じて、相談室での相談も行っている。玄関に意見箱を設置しているが、玄関の事務所からよく見える場所に設置されていることから、匿名で意見を言いたい保護者には利用しづらいのではないかと懸念があり、設置場所の検討をされたい。			

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士は、折に触れ、保護者の意見や相談、提案等を積極的に聞く姿勢を示している。保護者から意見や相談を受けた際の対応については、内定者研修手引書に記載されている。意見・相談の内容と対応についてはリーダー会で検討し、園長と共有した後対応を決め、記録している。対応策の評価を含め、保育の改善につながるようシステム化されることを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人内で研修、勉強会、情報共有を行っている。事故については事故会議（その場にいた職員と園長、他法人の理事長）で発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討し、全職員で共有し、実施している。ヒヤリハットについては昼礼で報告するとともに昼礼ノートに記載し、再発防止に努めている。改善策・再発防止策の実施状況や実効性について定期的に評価・見直しを行うことを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症予防マニュアルに則り、組織的に対応する体制が整備されている。感染症が発生した場合はプライバシーに配慮してアプリで保護者に情報を周知し、玄関にも表示するなど情報共有を図っている。2023年にマニュアルを改訂し、職員に周知している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月1回以上避難訓練を行い、職員は子どもたちの動きの確認をしている。子ども・職員の安否確認の方法は避難訓練計画書に記載されている。日常の保育の中で子どもが主体となって動く機会を設けることで、子どもたちが主体的に動く避難訓練となっている。消防署には園に来てもらい、警察へは出向いて訓練を行っている。食品、衛生用品等の備蓄は定期的に管理され、アレルギーにも対応している。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>内定者手引書に保育について標準的な実施方法が記載されている。標準的な実施方法に基づいて保育が実施されているかどうか確認する仕組み作りを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士は毎月目標を立ててパソコンに入力し、振り返りも入力している。3カ月に1回、経営計画書の映像を見て、ピックアップするポイントと自身の思い、これからどうしていくかを入力している。個々の見直しから組織としての検証・見直しを行う仕組みの構築を期待する。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> アセスメントに基づき打ち出された方針に沿った指導計画を担当を含む複数の保育士で作成し、個別記録に明記している。アセスメントについて協議する場や指導計画に基づいた保育実践がされているかどうかを検証する仕組みの構築を期待する。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> クラス単位では、担任は月末に評価・見直しを行い、次の月案に反映させ、主任保育士が確認している。個々の園児に関しては個別記録の中で定期的に見直しを行っている。指導計画の評価・見直しにあたって、保育の質の向上に関わる課題等を明確にすることを期待する。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 昼礼を2回に分けて行うことで全職員が昼礼に参加できるように工夫し、家庭でのできごとも含め情報共有し記録している。指導計画に基づいた保育の実施については個別記録に記されている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 記録は大半がICT化され、個別記録と日案以外はパソコンで管理している。パソコンのセキュリティ管理は業者に委託し、個別記録はクラスの鍵付き棚で管理している。記録の管理マニュアルは共有アプリを活用して共有している。個人情報の扱いについて入園のしおりに記載するとともにアプリの中にも掲載して、保護者に周知している。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 全体的な計画は、保育理念・保育方針・保育目標・大切にしていることに基づき、子どもの発達年齢に応じた計画が作成されている。地域の療育センターやグループ園の療育施設と連携し、どのような子どもにも応じられる計画を作成している。また、小学校への連続性にも配慮した計画となっている。園長は主任と相談して評価を行い、次の作成に生かしている。		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室は明るく、清潔に保たれている。園庭は砂場しかないが、屋内に広いプレイルームがあり、運動機能の発達を促す遊具や跳び箱が用意されている。必要に応じて保育室を連結したり、机等を動かしたりして環境の調整をしている。運動環境は整えられているので、情緒的発達を促す環境整備を期待する。</p>				
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>午睡を無理やりさせず、子どもの体力や生活に合わせて行うようにしている。食事面でもアレルギー対応だけでなく、子どもや家庭状況に応じて対応をしている。保育士はシフトで動くが、稼働表を作り一人ひとりの動きがわかるようにし、必要な時にすぐサポートに入り、子どもに対応できる体制を整えている。PDC Aサイクルで保育を振り返り、保育の質を向上させる取組を期待する。</p>				
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育方針が「礼儀・挨拶」「返事」「履き物を揃える（自分の行いを振り返ることができる子に）」であり、日々実践されている。保護者は朝夕の送り迎えでは玄関で子どもと別れ、朝、夕の支度は子どもが自分でできるよう促し、援助している。利用者アンケートでは礼儀や挨拶の教育や子どもの自主性を重んじた保育が評価されていた。</p>				
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>カリキュラムの中で、子どもが活動を自分で選び、主体的に取り組めるよう工夫している。和太鼓を中学校から借りてボランティアに叩いてもらったり、地域の人が園に来て演奏や活動をしたりして、園での生活が豊かになる取組をしている。利用者アンケートに、なかなか輝ける場面がない子どもへの配慮を求める声があったので、一人ひとりに目を向け、全ての子どもが輝ける環境設定を工夫されたい。</p>				
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月齢や発達に応じた個別の対応を心がけている。保育士が応答的関わりをすることで愛着関係の形成を図っている。園内を行き来し、異年齢の子どもと関わる場面を作り、発達を促している。公園に出かけたり、近所の高齢者と触れあうなどして情緒的発達を図っている。発達の個人差が大きい0歳児の保育室での生活と遊びの充実を期待する。</p>				
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>クラスにこだわらず月齢や発達に応じて対応している。生活リズムの形成を意識し、生活習慣が身につくよう援助している。集団生活での子ども同士の関わりも大事にしながら個別のスキンシップも大切にしている。リトミックと体操、運動で体のコントロールと機能の発達を促している。園での睡眠時間、排便、食事について、アプリで保護者と共有できるよう設定している。保育士以外の大人との関わりを増やすことが望まれる。</p>				

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの年齢や発達に応じて養護と教育のバランスが取れるよう配慮して保育の内容や方法を設定している。読み、書き、計算、体操、音楽のカリキュラムがあるが、一方的に押しつけることはなく、子どもが何をするか選び、自分のペースで楽しくできるように工夫し、子どもが自主的、主体的に関われるよう環境を整えている。情緒的発達の観点では環境整備の余地がある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、障がいのある子どもを受け入れている。安心できる場所となるよう環境を整備し、保育士は内容や方法を工夫し、子どもの特性に合わせて丁寧に適切に対応している。職員は障がいのある子どもの保育について外部研修、内部研修を受け、研鑽を積んでいる。療育施設とも連携し、必要な知識や情報を得ている。利用者アンケートでは障がいのある子どもに対等に接している保育士の姿が評価されていた。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>在園時間が長くなる子どもには設定保育と自由保育のバランスを工夫し、子どもの様子をみながら柔軟に対応している。延長保育においても保育内容を考え、小さいスパンで活動を入れている。また、異年齢の子どもが交流するので、お互いに溶け込めるよう配慮して関わっている。体力的に疲れている場合は事務所で預かり、ゆっくり過ごせるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就学を見通した計画の元、椅子にすわる、集中する、丁寧に書く、自分で思っていることを発言できる、自分の言葉で伝えられる等を学び、体験する機会を設け、ゆっくり時間をかけて修得できる工夫している。保育所児童保育要録を作成し、小学校と連携している。就学にむけて保護者が不安や心配を解消できる場の設定を期待する。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、子どもの健康管理を行っている。家庭での健康管理と連携できるよう保護者と情報共有している。園での子どもの体調変化も早めに保護者に連絡を入れている。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関してはSIDSチェック表を用いて乳幼児の状態を把握している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回嘱託医による内科健診、年1回嘱託医による歯科健診を行っている。その結果は連絡アプリで保護者に連絡している。園では歯科健診だけではなく、専門家による歯磨き指導や園内での歯磨き指導を行っている。健康診断の結果を保育に反映させる取組みを期待する。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者と医師に生活指導管理表を記入してもらい、保育士は子どもの状態を確認し、適切に対応している。職員は研修を受ける機会があり、アレルギー疾患、慢性疾患の知識や対応方法を学んでいる。他の子どもや保護者にアレルギー疾患や慢性疾患に関する理解を図る取組みを期待する。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育の全体的な計画の中に、食育の推進が位置づけられており、食育計画も作られている。食育計画には、季節や行事に合わせた献立、園内での野菜の栽培、3歳児以上には毎月のクッキング等があり、子どもたちが食を楽しめるよう工夫している。毎日の献立はアプリに写真を載せて保護者に知らせている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理が適切に行われている。食材によって発注先を選別し、年齢や発達に応じて調理時間や食材の大きさ等、随時細かく調整している。残食の調査記録や検食簿を献立・調理の工夫に反映させることを期待する。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 子どもの園での頑張りは子どもの目の前で保護者に伝え、トラブル等は家庭でのフォロー体制も含めてできる限り子どもの前では伝えないよう配慮している。アプリの連絡欄に質問等が記入されていることがあった場合、必ずお迎え時に返事をしている。保護者が参加できる機会も設け、連携を図っている。保護者との情報交換の内容を記録する基準を定め、職員間で内容を標準化する取組みを期待する。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 随時保護者が相談できる体制を整えている。主任は必要に応じ保育士へ保護者対応の助言をしている。孤立している保護者や人付き合いが苦手な保護者には保育士の方から声をかけ、支援している。利用者アンケートでは、園が保護者の相談に適切に対応し、保護者の信頼を得ていることが窺えた。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉕ ・ c
<コメント> 子どもを毎日観察し、虐待の早期発見に努めている。持ち物や身なり等で気になる子がいた場合は保護者に家庭での生活の様子を聞いている。虐待対応マニュアルは内定者手引書に収められている。職員への児童虐待等防止研修は行われておらず、研修の開催を検討されたい。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 保育士は年2回自己評価を行っている。園長との面談の中で、改善に向けた話し合いが行われている。クラスリーダーが中心となり、クラスでの振り返りも行っている。個人の振り返り、クラスでの振り返りが園全体の自己評価につながり、組織的、継続的に保育の質の向上に向けた取組みになることを期待する。		